



平成 24 年 4 月 5 日

各 位

上場会社名 大和ハウス工業株式会社
(コード番号 1925 東証・大証第一部)
代表者氏名 代表取締役社長 大野 直竹
問 合 せ 先 広報企画室長 中尾 剛文
(TEL 06 - 6342 - 1381)

建設業法に基づく監督処分について

当社は、平成 6 年に徳島市において建築した賃貸住宅に施工上の瑕疵が判明したことに伴い、国土交通省近畿地方整備局から、本日付で、建設業法第 28 条第 3 項に基づき下記のとおり監督処分を受けました。お客様ならびに関係各位に対して多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

当社では、当該瑕疵が判明して以降、品質確保のための専門部署の拡充や社内教育の徹底など再発防止策を講じてきましたが、今般の処分を厳粛に受け止め、引き続き全社をあげて信頼の回復に努めてまいり所存でございます。

記

1. 処分の概要

建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業の停止命令

(1) 停止の対象となる営業の範囲

徳島県内における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

(2) 期 間 平成 24 年 4 月 20 日から平成 24 年 4 月 26 日までの 7 日間

(3) 理 由 当社が平成 6 年に施工した賃貸住宅の建築工事に関して、平成 20 年 6 月 19 日に特定行政庁である徳島市から所有者に対して、当該建築物が建築基準法に違反するものとして是正勧告書が発出されている。このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められること。

なお、上記瑕疵に関する施主様への対応につきましては、裁判手続にかかる確定判決の後すみやかに、同判決による賠償金を支払うことをもって終えております。

以 上